

## <調査の概要>

### 1 調査の目的

経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。

### 2 調査の根拠法令

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（基幹統計の「経済構造統計」を作成するための調査）です。

### 3 調査の対象

以下に掲げる事業所を除く全国全ての事業所及び企業が対象です。

- (1) 日本標準産業分類大分類 A-農業，林業に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類大分類 B-漁業に属する個人経営の事業所
- (3) 日本標準産業分類大分類 N-生活関連サービス業，娯楽業のうち、小分類 792-家事サービス業に属する事業所
- (4) 日本標準産業分類大分類 R-サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96-外国公務に属する事業所

### 4 調査の時期

令和3年6月1日

なお、「調査事項」のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、令和2年1年間の値を把握しています。

### 5 調査事項

調査は、(1) 国及び地方公共団体の事業所以外の事業所に対する調査（以下「甲調査」という。）と、(2) 国及び地方公共団体の事業所に対する調査（以下「乙調査」という。）の2つの調査から成り、主な調査事項については、以下のとおりです。

#### (1) 甲調査

〈基礎項目〉

名称及び電話番号，所在地，経営組織，従業者数，主な事業の内容 など

〈経理項目〉

資本金等の額及び外国資本比率，売上（収入）金額，費用総額及び費用項目，事業別売上（収入）金額など

(2) 乙調査

〈基礎項目〉

名称, 所在地, 職員数, 主な事業の内容

6 調査の方法

(1) 甲調査

ア 調査員調査

都道府県知事が任命した調査員が事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行います。

イ 直轄調査

国、都道府県及び市が、民間事業者等を活用し、企業の本社などに傘下の事業所の調査票を一括で郵送で配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行います。

また、令和3年経済センサスー活動調査と同時に実施する個人企業経済調査の調査対象企業の事業所も、同様の方法により行います。

(2) 乙調査

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が電子メールにより「調査票(乙)」を事業所ごとに配布します。調査への回答は、オンライン(政府共通ネットワーク又はLGWAN)により行います。

7 調査の流れ

(1) 甲調査

ア 単独事業所(純粹持株会社及び資本金1億円以上等を除く)、新設された事業所など

【総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－市町村長－調査員－調査対象事業所】

イ 支所等がある企業、単独事業所(純粹持株会社及び資本金1億円以上等)など

【総務大臣・経済産業大臣－調査対象企業・事業所】

【総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－調査対象企業・事業所】

【総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－市長－調査対象企業・事業所】

(2) 乙調査

【総務大臣・経済産業大臣－調査対象事業所】

【総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－調査対象事業所】

【総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－市町村長－調査対象事業所】